

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■災害対策の全体像を把握する視点の欠如(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地域、規模とも大規模となり被害状況、対応状況等を大局的に把握し、共通認識を持つことが困難であった。</li> <li>通常業務の縦割りやルールに固執し、状況を踏まえた柔軟な対応ができないことがあった。</li> <li>目先の問題の解決に追われ、戦略的な対応が後手に回った。</li> <li>通常時の組織をベースとした組織構成であり、災害により派生した新たな応急対策の実施についての担当課が不明であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各室課等がそれぞれに応急対策を行ったが、県災害対策本部として、全体の把握、重点を置くべき業務の確定、人員配置など組織立った動きを取りにくかった。</li> <li>複数の室課等に渡る業務について、取扱いが曖昧で効率的でない業務があった。</li> <li>3月25日以降、業務別のプロジェクトチームを設置したが、発災前からあるいは発災後の早期からこのような体制を構築すべきであった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常時の組織別ではなく、災害対応を部局横断的に実施できるような業務別の組織の構築の検討</li> <li>被害、対応状況を把握のうえ全体的(各部局横断的)に共通認識を持つような仕組みの構築</li> <li>対応状況の全体像の把握のため、各部局等からの定期的な報告のあり方と可視化の方策の検討(例:分野別/市町村別の進捗状況の資料、地図の活用)</li> <li>本部支援室、各部局等における情報処理分析機能の強化</li> <li>災害時には何をを行うことが必要か、そのためには何の問題解決が必要か、といった思考(通常時のルールにとらわれない考え方)が重要であり、職員にそういう考えを持たせるような訓練(ケーススタディなど)の実施</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■応援派遣職員の活動の非効率(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災沿岸市町村の応援職員が、派遣先で業務内容を把握するまで時間を要した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸被災市町村への応援職員の派遣について、比較的短期間(1日、1週間単位で交代)であるものが多く、非効率的となった業務もあった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災市町村の応援職員の派遣には、引継ぎ、業務に慣れるまでの期間を考慮し、同じ職員を一定の期間派遣する仕組みの検討</li> <li>大規模災害時に県職員を現地に応援職員として派遣する際のルールや期間、現地での役割、体制等のあり方の検討</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■財政負担が不明確な段階での対応の遅延(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>応急対策には、人的支援のほか、具体的な費用負担をどうするかが不明確な業務等があり、思い切った対策が取れないものがあった。</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時や緊急時の予算執行の柔軟化に係る検討</li> <li>現地災害対策本部の権限や組織体制のあり方の検討</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～2週間程度	<p>■県本部、県地方支部、現地対策本部等の役割の不明瞭(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県本部や地方支部、現地対策本部等が設置されたが、通常組織と異なっている、権限や分掌業務が曖昧である、等の理由により、十分に機能しなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本庁の主管課において、地方支部の活動状況を把握しにくかった。</li> <li>市町村からの各種報告については、県災害対策本部と地方支部の両方から報告を求める等、県災害対策本部と広域支部・地方支部との連携がままならないことが多く見られた。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害対応のための広域・地方支部の組織及び体制の見直し</li> <li>地方支部における災害対応訓練、本部・地方支部間の連携訓練など実践的な訓練の実施</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～2週間程度	<p>■県本部・地方支部との情報連絡の不備 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害発生による混乱、通信網の寸断等により、支部の情報を本部において収集できなかった。</li> <li>・広域支部が所管する地方支部の情報を十分に収集できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支部には、被災市町村の情報収集の役割があるが、通信網や道路の寸断、人員不足等により、対応が困難であった。</li> <li>・連絡調整会議において、広域支部から、所管する地方支部の情報提供が少なかった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支部との間における通信の確保</li> <li>・地方支部(県立学校含む)における災害対応訓練、本部・地方支部間の連携訓練など実践的な訓練の実施</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～2週間程度	<p>■県本部・地方支部との情報連絡の不備 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県立学校からの情報伝達を計画していたが、合同庁舎内に担当する部門が設置されていないことや、情報を発信する県立学校が多数あることから、情報共有が難しい環境にあった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域支部、地方支部や現地災害対策本部について、県地域防災計画のとおり動きはなかった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常とは異なる大規模災害時の体制を踏まえた、より実践的な訓練の実施</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
県災害対策本部の体制と活動	行政	県災害対策本部 地方支部	地震発生～2週間程度	<p>■地方支部の財源等の不明瞭 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支部の災害対応に係る活動費用について、予算措置・配当ルールが不明確であった</li> </ul>	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方支部の災害対応に係る活動費用の予算措置・配当などのルール作り</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P45-51
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■DMAT参集と運用 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国から多くのDMATが参集した</li> <li>・通信の途絶により現地やDMATチーム、広域医療搬送拠点との連絡が困難を極めた。</li> <li>・大規模な津波被害の特殊性により、本来のDMAT活動時間(48時間)を超えた長期的な医療救護活動への対応が必要となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMATの指揮統制、調整等が十分に行き届かない状況があった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的なDMAT派遣体制の構築・制度化</li> <li>・災害発生後早期から、DMAT調整本部への多くの統括DMATの派遣による指揮調整機能の強化</li> <li>・衛星携帯電話の所持等DMATの装備についての見直し及び強化</li> <li>・DMAT活動の長期化に備えた2次隊や3次隊の派遣準備及び装備の見直し</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■全国からの多数のDMAT参集に伴う活動調整の不備 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国から多くのDMATが参集したが、指揮統制、調整等が十分に行き届かない状況があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMATを、必要とされている地域に適切に配置するのに手間取り、支援が行き届かない場所や、逆に参集したDMATが多すぎた場所が発生した。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的なDMAT派遣体制の構築・制度化</li> <li>・災害発生後早期から、DMAT調整本部への多くの統括DMATの派遣による指揮調整機能の強化</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■現場でのDMATの通信伝達手段の不足 (背景) ・通信の途絶により現地やDMATチーム、広域医療搬送拠点との連絡が困難を極めた。</p>	<p>・現場で活動するDMATから、拠点等への支援要請等が発信できず、効率的な活動につながらなかった。</p>	—	<p>・衛星携帯電話の所持等DMATの装備についての見直し及び強化</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■DMATの活動が従来の想定を超えて長期化 (背景) ・大規模な津波被害の特殊性により、本来のDMAT活動時間(48時間)を超えた長期的な医療救護活動への対応が必要となった。</p>	<p>・DMATの派遣期間(48時間)を越えた直後、被災地で医療処置を行える関係者が急減し、一時的に救急・慢性の医療ニーズに対応できなくなった。</p>	—	<p>・DMAT活動の長期化に備えた2次隊や3次隊の派遣準備及び装備の見直し</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■停電による医療活動の困難 (背景) ・災害時における長期停電を想定していなかった。</p>	<p>・緊急災害時の地域医療を担う開業医及び調剤薬局において、停電及び交通遮断により医薬品及び医療資機材の供給機能に支障が生じた。</p>	—	<p>・開業医及び調剤薬局に対する、小型発電機又は医療用蓄電池等の設置に対する助成等の措置</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■医薬品の調達要請が錯綜し、調達が遅延 (背景) ・県地域防災計画においては、市町村災害対策本部長から県災害対策本部長に対し医薬品等の調達依頼を行う計画であったが、通信網の断絶に加え、役場機能自体が失われた市町村もあったため、調達要請が錯綜した。</p>	<p>・医薬品等の供給が、DMATや医療救護班による持込みや現地調達、県災害対策本部から卸業協会への発注、被災病院による直接の発注等、統制されていない複数のルートで実施されたことから、医薬品等の供給が遅れる避難所が生じた。</p>	—	<p>・災害時における医薬品等供給計画の見直し</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■医薬品等を輸送する車両等への対応の準備不足 (背景) ・災害時の優先給油、緊急車両通行等に係る基準が策定されていなかった。</p>	<p>・医薬品等搬送車に対する緊急車両通行証の発行及びガソリンの確保に手間取った。</p>	—	<p>・給油及び高速道路利用に関する医薬品等搬送車両優先の基準の策定及び周知徹底</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	防災機関 民間	ヘリコプター保有機関	地震発生～2週間程度	<p>■患者のヘリコプター搬送を行う際の調整が不足 (背景) ・SCUにおけるヘリコプター搬送に関する派遣主体間の情報共有が不足していた。 (※SCU:広域搬送拠点に設置される臨時医療施設)</p>	<p>・1つの搬送要請に対し、自衛隊ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリ等派遣主体の異なるヘリコプターが一度に参集してしまう等、各主体間の調整が十分ではない面があったこと等、運航調整面での課題があった。</p>	—	<p>・災害対策本部におけるヘリコプター運用調整班の設置 ・災害対策本部からのSCUとの情報共有及び連絡調整のための職員の派遣</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
医療活動	行政 防災機関 民間	県災害対策本部 DMAT等 医療関係者	地震発生～2週間程度	<p>■SCUにおける判断機能の欠如(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SCU指揮調整隊の事前の準備がなかった。</li> <li>(※SCU:広域搬送拠点に設置される臨時医療施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCUは医療面では国のDMAT事務局から派遣された統括DMATが指揮を執ったが、県災害対策本部との連絡が通信の途絶によりつながりにくかった。</li> <li>・応急処置後の病院への搬送について、花巻市消防本部の指揮調整隊が調整を行ったが人員の確保に苦労した。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SCU指揮調整隊としての職員派遣についてのルール化</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■被災地(避難所を含む)の医療衛生体制と活動(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な津波災害時の交通、通信等の麻痺状況を想定した医療活動計画が策定されていなかった。</li> <li>・今回の震災規模に対し、現行の各市町村地域防災計画上の医療救護班体制では対応できなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DMATに引き続き医療救護体制の構築まで、1週間程度、DMAT活動を延長した。</li> <li>・各市町村災害対策本部医療救護班を組織する予定の医師等が被災により、医療救護班が組織できなかった。</li> <li>・各市町村地域防災計画上の医療救護班の役割が、実際には範囲が広すぎて実行できなかったところも多かった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各市町村地域防災計画において他団体の連携及び支援を考慮した医療救護班体制の構築</li> <li>・自衛隊とDMAT医師等との連携強化</li> <li>・大規模災害時における医療救護活動について、全般を調整、支援する連携体制の構築や人工透析、歯科医療、保健師活動、心のケア等の保健医療活動各分野での活動計画の策定</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
避難所	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■避難所における衛生環境にかかる医療対応の不足(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生面等を考慮したトイレの設置等を規定した避難所運営計画がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部の避難所において、衛生面及びプライバシーが確保されたトイレの設置が不十分であった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生面に考慮した避難所のトイレ設置又はレンタルトイレの手配について事前の計画策定</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
医療活動	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■被災地(避難所を含む)の医療衛生体制と活動(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・衛星携帯電話等、災害時に強い情報通信手段が不足した。</li> <li>・地域内での(他団体等からの)医療・保健支援チームに関する情報が不足していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信の途絶により、現地からの情報伝達が容易にできなかった。</li> <li>・他団体等の医療・保健支援チームの活動に係る情報が不足した。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拠点となる医療関係機関等における、衛星携帯電話や移動系の防災行政無線器等の情報通信機材の配備</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P74-76
広報活動	行政	広報担当職員	地震発生～2週間程度	<p>■チラシや広報誌の配布困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・チラシや広報誌は、枚数および配布人員が不足していた。</li> <li>・沿岸部の多くの地区において、津波により行政連絡員が被災した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お知らせチラシの配布には限界があり、避難所利用者等に限られた周知になった。</li> <li>・沿岸部の多くで、行政連絡員を通じた広報誌の配布ができなかった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時にチラシや広報誌を用いて住民、避難所利用者等に広く情報を周知する方法、手段の検討</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86
広報活動	行政	広報担当職員	地震発生～2週間程度	<p>■被災者が必要とする生活関連情報の収集困難(背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等が必要とする生活関連情報(ガソリン・スーパー他小売店・病院等)を収集・提供する体制がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活実態に即した広報が十分できなかった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活関連情報の収集体制の確立</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
広報活動	市民	被災者	地震発生～2週間程度	<p>■情報を受信する住民側の電源の喪失 (背景) ・停電により、住民が情報を受信する機器が使えなかった。</p>	<p>・庁舎のシステム本体の電源が確保されても、住民側で情報受信機器の電源の確保ができず情報が伝達されなかった。</p>	—	<p>・住民による電池・充電器等の備蓄 ・大規模災害時においても使用できる行政と住民との双方向の通信手段の検討 ・各地域に発電機等電源が確保される拠点を整備し、その拠点を通じた住民向け情報発信の実施</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86
広報活動	行政	広報担当職員	地震発生～2週間程度	<p>■情報を住民向けに加工する体制が不十分 (背景) ・本部会議資料等の情報を、災害広報に加工する体制が十分でなかった。</p>	<p>・災害対策本部会議の資料は、住民等が求める生活情報等に結びつかず、住民にとって有益な情報とは言えなかった。</p>	—	<p>・生活実態に即した災害広報への加工(例:部局ごとの情報ではなく、生活実態に合わせた項目ごと、エリアごとに出す等)</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86
県災害対策本部の体制と活動	行政	県職員	地震発生～2週間程度	<p>■県における広報事務の分担の不明確 (背景) ・県災害対策本部内における支援室広報班と広聴広報課の役割分担及び事務分掌の区分けが不明確であった。 ・担当部室課によっては、震災対応による業務多忙により、対応することが不可能であった。 ・相談内容は、民間、国、県及び市町村に関わらず全てにわたり、これまで県が対応したことがない業務や担当部室課が決まっていなかった業務などがあった。 ・業務の担当部署を一覧表などに取りまとめたものが機能しなかった。</p>	<p>・問合せ及び相談内容について、これまで県が対応したことがない業務や担当部室課が決まっていない業務などがあり、対応に苦慮した。</p>	—	<p>・広報に係る組織及び分掌事務の見直しの実施 ・各部局による対応のあり方の改善についての検討 ・相談対応で問い合わせが多かった内容についての対応の役割分担等 ・相談者の相談内容の質の変化(より深く専門的になる)に対応できるよう、問合せ内容についての各室課内における情報共有の徹底 ・地域防災計画、県ホームページ等に担当部署一覧を作成する等、問合せ先に関する情報提供の実施 ・収集情報を、メディアや被災者等に伝わりやすい災害情報として加工する体制整備 ・災害時ホームページの最適化、通常時と災害時に区分した運用(災害時一項目厳選、画像減、テキストスタイル、携帯対応で掲載)。 例:避難所情報のツイート数は、15万6千件。しかし、市町村の防災計画避難場所情報の階層が深すぎて開きにくかった。テキスト化しグーグルマップにリンクする。</p>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P83-86

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
被災地外からの広域支援	行政	県災害対策本部	地震発生～2週間程度	<p>■多数の応援派遣職員を効率的に受入れ、業務にあたってもらうための調整の不足 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多様なチャンネルを通じて行われる他都道府県等からの職員派遣の申し出に対して、本県のどの部署で対応するか明確なルール化がなされていなかった。</li> <li>被災地でのコーディネートの重要性に対する認識はあったものの、広域にわたる災害に対して全体を調整する余力がなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣職員の受入れ調整について、所管部局間の連携不足や一貫した指揮系統が発揮されない場面が多くあった。</li> <li>受入れ市町村においても、災害応急対応等に追われ、派遣職員へのきめ細かな対応が困難であり、現地における従業務等の県によるコーディネートのニーズが高かった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害時における他都道府県等からの職員派遣の申し出に係る対応のルールを決定</li> <li>職員派遣の受入れ等に関する受援計画・マニュアルの作成</li> </ul>	東日本大震災津波に係る災害対応検証報告書 H24.2 岩手県 P116-117
医療活動	市民	民間団体 仙台市薬剤師会	地震発生～2週間程度	<p>■医薬品の被災者への提供方法と数の不足 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療機関や薬局が多数被災した</li> <li>救急医療用に限らず、持病の薬屋常備薬が不足した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難している被災者が医者に処方箋を処方してもらえないため、持病等の医薬品の提供に困難が生じることが考えられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>薬局の再開に努め、市健康福祉局や仙台市医師会などと連携し、各避難所での医薬品管理や服薬指導を開始した。</li> <li>各薬局では「処方箋なし」での調剤や、医療用医薬品の不足に備えて調剤日数を制限する措置を取った。</li> <li>約1週間後からは、政令指定都市薬剤師会などから届けられた一般用医薬品や衛生用品などを各避難所に配布しながら、衛生状況のチェックと助言を行うとともに、被災者の服薬・健康相談に応じた。</li> <li>医療機関の復旧・復興状況に対応して、処方箋なしで薬を求める方に医療機関での受診を勧めたり、調剤日数制限を緩和したりするなど、状況を見て平常の体制への移行を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>普段からの行政や医師会と連携する体制の整備</li> <li>状況に応じた医薬品提供方法のマニュアル作り</li> </ul>	東日本大震災1年の記録 ともに、前へ 仙台 H24.3 仙台市 P48
避難所	市民	医療団体	地震発生～2週間程度	<p>■避難所の衛生環境の悪化とその把握 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食料や飲み水の確保に必死で、十分な衛生管理をする余裕がなかった。</li> <li>水がもったいないとプールの水で手を洗ったり、着替えがなく泥だらけの服で寝たりしている人もいた。</li> <li>ほとんどの避難所では、消毒薬がなく、感染症の患者を隔離するスペースもなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難所において、高熱を出すなど体調を崩す避難者が相次いだ。</li> <li>避難所では肺炎や胃腸炎などの感染症や脱水症状の患者が多く、避難所では病人に対応することができなかったため、近くの病院に搬送することとなり、病院が患者であふれかえていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難した人の生活環境が悪いことが原因であることが患者が減らない理由だと考え、避難所の環境や感染症発生の有無を全国から派遣された医療チームが巡回して調査した。</li> <li>派遣元の医師会や大学など関係機関と連携し、救護チームを組織。医師や看護師ら5、6人からなる20前後のチームで、3月17日から3日間で約300あった避難所をすべて調査した。</li> <li>チームが働きかけを行い、避難所に必要な物資を行き届かせ、簡易水道や間仕切りなどを設置。マスクや消毒薬なども避難所に行き届くようになり、病院に搬送される患者はほとんどいなくなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の避難所の生活環境の悪化を防ぐための、医師や保健師と連携した体制作り</li> <li>生活環境の悪化を防ぐ消毒薬、マスク等の避難所への備蓄</li> <li>避難所運営の工夫</li> </ul>	東日本大震災全記録一被災地からの報告一 H23.8 河北新報社 P57
就労の場の確保	行政、交通事業者		地震発生後1週間～3週間	<p>■通勤手段の確保 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波で沿岸部の路線が被災し、仙台市中心部へ通勤する人の交通手段が十分に確保されていない。</li> <li>通勤バスに乗っても、国道は被災車両と給油待ちの車が車線の半分を塞ぎ、渋滞が慢性化していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>始発便の乗客が日ごとに増え始め、バス待ちの列が340人にも膨れ上がった。バスに乗れず、仕方なくタクシーを利用するなど、通勤客は不便を強いられている。</li> <li>通勤難民から代替バスの大幅増便を求める声が上がっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災自治体と交通事業者が1日二十数往復の臨時バスを運行させているが、需要に追いつけず停滞状態が発生している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部への通勤客に対する、交通事業者と連携した通勤手段の確保</li> <li>同時被災が見込まれない地域の行政・交通事業者との、災害時協力に関する協定の締結</li> </ul>	東日本大震災全記録一被災地からの報告一 H23.8 河北新報社 P73

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが	時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典	
広報活動	市民	放送事業者団体、ボランティア等	地震発生～2週間程度	■被災者への情報提供の不足(背景) ・震災で町の防災無線が故障し、電話もつながりにくくなっていた。	・被災者に必要な情報が不足してしまうことが危惧された。	・交流のあった新潟県のラジオ局から機材の提供を受け、町民有志と町内役場に臨時コミュニティ-FM局を立ち上げ、町長のメッセージのほか、電気や水道の復旧状況、自衛隊が提供する仮設風呂の利用案内等を伝えた。	・災害時情報提供手段の確保と、情報提供手段の多様化	東日本大震災全記録―被災地からの報告― H23.8 河北新報社 P107
停電による影響と対策 火災の発生及び火災の発生及び消火活動	民間企業	ライフライン事業者	地震発生直後～6日間	■電力復旧に伴う火災の発生(背景) ・道路事情の悪化、家屋の倒壊、不在家屋の状況確認等のために配電線の復旧には困難を極め、応急送電の完了は、地震発生後6日後の1月23日15時となった。	・電力の復旧に伴って電気機器が原因と見られる火災(電気火災)も発生し、問題視された。	・被災地域では戸別訪問を行ったり、家屋の被害の著しいエリアや安全が確認できない家屋については適宜送電を保留するなどの注意が払われた	・避難時の電気機器の電源停止の周知等	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 1-09.ライフライン関係の緊急対応
避難所	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■避難所への職員の派遣	・行政側も出勤できる職員が少ない一方で、大量の災害救助関連の業務が発生したため、避難所に派遣する職員の確保に苦慮した。	—	・他自治体からの応援職員の受け入れ	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生後4日～3週間	■災害時要援護者の健康不安	・高齢者は、寒さによって肺炎を起こしたり(避難所肺炎)、食生活の悪化から衰弱や脱水症状を起こしたりした。	・避難所や被災家庭への巡回健康相談が行われた。	・福祉避難所の指定・設置 ・各避難所への保健師の配備	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■避難所におけるプライバシーの確保	・体育館での集団生活は被災者間の人間関係の形成や相互扶助に有効であったが、一方でプライバシーが確保できないという問題もあった。	・避難所におけるプライバシー確保のため、間仕切りなどが配備された。	・避難所における間仕切の備蓄、プライバシーの確保	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■避難所における衛生状態の低下	・照明の明るさが「眠れない」という問題を生み出したほか、寝具の汚れや湿気なども問題となった	・高温乾燥車による毛布乾燥や布団乾燥機の配置なども行われた。	・避難所における衛生管理の徹底、保健師の配備 ・照明の調整	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■避難所におけるトイレの衛生確保	・避難所のトイレを敬遠し、水分を摂取しなかったりトイレを我慢する避難者が現れた。	・仮設トイレなどの衛生確保として神戸市では、クレゾール石鹼液などを配布するとともに、1月24日からは他都市の応援を得て759班の作業班を構成、仮設便所などの消毒作業・消毒薬配布を行った。	・避難所トイレの消毒・良好な衛生状態の確保	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■風呂への要望	・避難が長期化すると、避難者から風呂への要望が出てきた。	・自衛隊、ガス事業者、メーカーなどの協力の下、仮設のシャワーや風呂の設置、洗濯機の設置も進められた。ボランティアによる仮設風呂の設置もあった。	・仮設風呂の設置 ・銭湯の利用	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■食中毒の不安	・季節が移るにつれて食中毒の危険性も増してきた	・避難所への保冷設備を設置するとともに、衛生管理パンフレットが配布されるなど衛生管理指導が行われた。夏場に向けて、細菌検査なども実施された。	・衛生管理への注意・予防の呼び掛け ・保冷設備の設置	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■避難所間・避難所内外の格差	・マスコミの報道に偏りがあったため、よく報道された避難所にはボランティア、救援物資が多く集まるなど、避難所間の格差が生じた。 ・交通アクセスが可能かどうか、避難所間におけるボランティア偏在の原因となった。	—	・行政による支援の適正配分 ・避難所への物資配布等の一元管理	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
避難所	市民	自主的避難所の避難者	地震発生後4日～3週間	■自然発生した避難所の把握と支援(背景) ・多くの被災者は、各々にもっとも身近でよく知っている施設等に避難した。公園にも、テントを張ったり、自動車を持ち込んだりして、避難者が生活を始めた。	・自主的避難所は、明確な基準がないため、避難所と認定するまでに時間がかかる場合もあった。 ・自主的避難所は、避難所と認定されるまで救援物資や食事が配給されず、避難者たちは水や食料の確保に奔走した。行政からの情報も不足した。	・行政とボランティアの連携による避難所情報の収集と交換は、自主避難所の情報把握に有効であった。 ・兵庫県は、テント生活をしている避難者の支援などを目的として、1月22日、県内計7地区に「救護対策現地本部」を設置した。	・ボランティアと行政の連携体制の整備	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-01.二次災害・被害拡大防止
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■対応職員数の限界(背景) ・当初、物資や食糧の受け入れや配布は、市役所・区役所などが行っていた。	・行政職員は限られた職員で災害対策業務に対応しなければならなかった。	・神戸市で、2月1日より避難所への食糧配給を製パン業者等計8社に直送委託したのをはじめ、各市でも弁当の業者直送などが開始され、安定した食糧供給ができるようになった。 ・救援物資等の物資の配送については、神戸市のように配送拠点を設置して専門運送業者へ委託した自治体もある一方で、西宮市のようにボランティア組織の大きな支援を受けて実施したところもあった。	・民間ノウハウの積極的活用	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
食糧・物資の不足及び確保	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■大量の救援物資・義捐物資の配分(背景) ・全国・全世界から様々な救援物資が到着した。 ・無料化されたゆうパック(郵便小包)などによって、全国の個人から様々な品が義援物資として送られた。	・膨大な物資を受け入れ、仕分け、配布するには多くの人手が必要となった。 ・個人などから送られた義援物資の中には、汚れたもの、使えないものなどが含まれていた例もあった。	・大量に届く神戸市災害対策本部宛の救援用小包は、郵便局で“事前開封”し、仕分けした後に配送拠点へ送付するという特例もとられた。	・救援・義捐物資受け入れ方針の事前決定 ・物資受け入れの際の事前の配慮のお願い・周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
食糧・物資の不足及び確保	行政		地震発生後4日～3週間	■大量の海外からの救援物資(背景) ・海外76ヶ国から、人的・物的支援の申し入れがあり、44の国・地域からの支援を受け入れた。	・海外から送られた物資の中には、生活習慣の違いから役立つもの、時期を逸したものなど、利用できないものもあった。 ・海外からの救援受け入れについては、国としてその体制の整備が必要との指摘がある。	・海外からの救援物資の受け入れにあたっては、通関手続き簡素化、関税非課税扱いなどの特例措置がとられた。	・海外からの支援受け入れ体制の検討とマニュアル化 ・物資受け入れの際の事前の配慮のお願い・周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
食糧・物資の不足及び確保	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■避難者のニーズ変化への対応(背景) ・避難者のニーズは、震災直後の水、食料などから、徐々に避難所運営のために必要な物品、一般的日用品生活品などへと変化した。	・ニーズの把握は困難でタイムリーな対応は難しかった。また、報道を通じての支援呼びかけはタイムラグがあったため時期を逸した救援物資が届いた。 ・アトピー、アレルギー症の被災者などの特殊なニーズへの対応も必要であった。	・アトピー、アレルギー症の被災者などの特殊なニーズへの対応も、民間ベースで行われた。	・避難者のニーズ調査の実施 ・アレルギー・アトピー被災者、女性・妊婦・乳幼児へのニーズの対応 ・現物支給以外の対応の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
食糧・物資の不足及び確保	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■避難者の栄養の偏り	・避難所に配布されていた弁当等は、当初は栄養的に偏っていた。 ・野菜の不足や、暖かいものを食べたいという要望もあった。	・避難所の炊き出しを支援するために、県により炊き出しメニューが作成され配布された。 ・炊き出し用の食材・調味料を支給したり、食材購入用の購入切符を配布した自治体もあった。 ・3月に入って、災害救助法に基づく食事給与基準単価の特別基準適用がなされ、1人一日850円から1,200円へと変更された。 ・徐々にメニュー内容に工夫がこらされ、また野菜の提供なども行われた。 ・暖かい食事の要望に対して、ボランティア、自衛隊などによる炊き出しが実施された。	・避難者の栄養管理の徹底	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生後4日～3週間	■災害時要援護者の安否確認	・震災直後から、各自治体の福祉担当部署は遺体対応などの震災対応業務に追われ、在宅要援護者などの安否確認・状況把握は困難だった。	・一部では、比較的早期から、ボランティアなどの協力を得つつ、避難所や在宅の要援護者の生活状況に関する調査が行われた。 ・2月半ばには、県が被災市町に対して「要援護者生活状況把握ローラー作戦」を実施するよう呼びかけて実施され、3月末までに2,875件の要措置者が把握された。	・民生委員や社協と協力した災害時要援護者の安否確認体制の整備	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	被災高齢者	地震発生後4日～3週間	■避難所高齢者の健康管理	・在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者もいた。	・2月5日、神戸市長田区では、「高齢者ケアセンターながた」を中心に組織された「ながた支援ネットワーク」により、長田在宅福祉センターに高齢者専用避難所が設置され、延べ26人の高齢者が保護された。 ・援護の必要な高齢者に対しては、老人ホームへの緊急ショートステイ、国民宿舎等公共施設を利用した二次避難所への緊急入所が行われた。	・福祉避難所の事前指定・設置	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	被災高齢者	地震発生後4日～3週間	■避難所高齢者の体調悪化	・震災から数日たつと、特に高齢者の中で、胃潰瘍などのストレス病、心血管系疾患、高血圧や肺炎などの呼吸器系感染症が増加し、「震災後関連疾患」と呼ばれた。	—	・福祉避難所の事前指定・設置 ・保健師の避難所への派遣 ・災害時に配慮が必要な方への注意事項等の事前周知・配布	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	外国人	地震発生後4日～3週間	■外国人への情報提供	・外国人に対する情報提供の不足が指摘された。	・外国語の情報誌発行、外国語での生活相談などが行われた。	・やさしい日本語、各国語翻訳での紙・ラジオ・インターネット等による情報提供の実施	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	外国人	地震発生後4日～3週間	■外国人に対するり災証明の発行	・震災前からの居住が確認できれば、外国人に対してもり災証明等が発行されたが、観光ビザなどによる不法就労者、在留期限切れの外国人は対象外だった。	・不法就労者に対する配慮として、県警本部に設けられた外国人相談窓口では身分証明を求めず、また不法滞在者のうち帰国希望者には領事館等を通じて合法的出国が可能となるよう取り計らわれた。	・災害時特例措置の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要援護者対応	市民	医療機関	地震発生後4日～3週間	■健康保険に加入していない外国人の医療負担	・外国人死傷者の中には、健康保険に加入していないため高額医療費が自己負担となった例もあった。	・医療機関が回収不能になった場合には「阪神・淡路大震災復興基金」より補助を行うという措置がとられた。	・医療機関への補償の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	外国人	地震発生後4日～3週間	■外国人への差別	・一部の避難所では外国人に対する差別や暴力事件が起きた。	—	・避難所運営マニュアル等における外国人に対する対応等の事前検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	視覚障がい者	地震発生後4日～3週間	■視覚障がい者への情報提供	・避難所での詳細情報は掲示板などだったため、地域の詳細な情報が得られず、避難先を変えたり自宅へ戻った障がい者がいた。	・視覚障がい者向けに生活情報を載せた点字新聞が発行され、無料で配布された。	・情報弱者に対する情報提供方法の検討(読み上げ機能付き危機への情報提供等)	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	聴覚障がい者	地震発生後4日～3週間	■聴覚障がい者への情報提供	・避難所では、初期の情報伝達がほとんど音声情報だったため、聴覚障がい者は物資配給などの情報を得ることが困難だった。 ・聴覚障がい者の多くは、避難所へ避難せず、友人・親戚宅などへ避難したとも言われている。	・聴覚障がい者に対する支援として、手話ニュースの放送や、相談窓口への手話通訳者の配置、ファックスによる情報提供などが行われた。	・情報弱者に対する情報提供方法の検討(FAX、紙の掲示、見えるラジオによる情報提供等)	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	肢体障がい者	地震発生後4日～3週間	■肢体障がい者の避難、避難所生活	・車椅子利用者は避難そのものが困難だった。また避難所となった学校などは、階段や段差が多く仮設トイレが狭いなど、車椅子利用者などは利用しにくかった。	—	・避難所のバリアフリーの推進 ・福祉避難所の事前指定・整備	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	精神障がい者	地震発生後4日～3週間	■精神障がい者の避難生活対応	・精神障がい者のうち特に通院患者は、通院先医療機関が被害を受けたことなどにより、薬の確保に困難が生じ、また震災や避難所生活による急性ストレス反応を示す者もいた。 ・震災直後から精神病院への入院患者は増加し、特に避難所からの入院者が増加した。	・1月22日から、被災地内の保健所に計10カ所の精神科救護所が開設され、また夜間対応窓口の設置、夜間往診チームの配置などが行われた。 ・精神科救護対策は、既存の関係者のネットワークの存在により、直後から稼働することができた。 ・精神科救護活動には、コーディネーターの存在が強く求められた。精神科以外の問題への対応、避難所管理者等へのコンサルテーション等も重要な機能となった。	・精神科救護対策の事前検討 ・精神科以外の問題への対応の必要性の認識	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	知的障がい者	地震発生後4日～3週間	■知的障がい者への対応	・知的障がい者・児は、震災による環境変化が大きなストレスとなった。	—	・知的障がい者・児対応の事前検討 ・専門家との連携	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要援護者対応	市民	障がい者	地震発生後4日～3週間	■障がい者ニーズの把握不足	・特に障がい者に対する災害時のニーズ把握体制が取れていなかったことが問題となった。	・1月22日、兵庫県福祉センターに障がい者施設・団体等で構成された「障がい者支援センター」が開設され、養護施設被災状況の訪問調査、避難所訪問、地域ローラー活動、電話相談などにより障がい者ニーズが把握された。 ・障がい者のため、障がい者施設への緊急入所も行われたり、二次避難所が開設されたりした。	・障がい者団体・施設との協力・連携	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	災害時要援護者	地震発生後4日～3週間	■災害時の要援護者の保護、福祉活動拠点の必要	・災害時要援護者に対する避難所や援護者の活動拠点等が用意されていなかった。	・高齢者や心身障がい者の福祉施設でも、入所者への対応や、避難所としての対応を行った。 ・保育所は、直ちに休所措置を取った。一方、避難所としての対応、緊急仮入所、仮設・臨時保育室の設置等の対応を実施した。	・災害時の要援護者の保護、福祉活動拠点の事前指定・設置	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	被災した子供たち	地震発生後4日～3週間	■被災した子供たちへの支援	・支援グループが保護や支援を必要とする遺児を探すために、多大な時間を要すこととなった ・被災児童の一時保育が行われたが、調整が上手くいかないケースもあった。	—	・学校・保育所等、教育・養護施設との協力・連携体制の構築	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
災害時要援護者対応	市民	透析患者・慢性疾患患者	地震発生後4日～3週間	■慢性疾患患者への医療対応	・透析患者は、受け入れられる医療機関を探すことに苦労した。日頃と異なる医療機関では、日頃の治療内容がわからない患者への対応が問題となった。	・慢性疾患患者に対し、医療機関や在宅療法資機材業者等が支援を行った例がある。	・自治体外の病院への広域搬送 ・カルテの電子化・クラウド化	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
通信・情報	市民 民間企業	被災者 マスコミ	地震発生後4日～3週間	■被災者のニーズの変化への対応」 (背景) ・被災者が必要とした情報は、ライフライン、交通などの復旧状況、水・食料の配給場所や風呂に入れる場所などの生活情報に変化していった。	・マスコミにも避難所や個人からの情報提供の問い合わせが相次いだ。	・毎日新聞が被災者向けのページ「希望新聞」を特設するなど、新聞各紙が生活情報を提供するための特集を組んだ。 ・避難所や個人からの問い合わせに答えてスタッフが行政、学校、交通機関などに取材し、生活情報を画面で流す方式を取った。文字テロップが多く、地味な内容だったが、反響は大きかった。 ・NTTも関連業者のみを集めた電話帳を作成し配布した。	・報道機関との情報提供に関する協力・連携の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
避難所	市民	ペット	地震発生後4日～3週間	■動物の被災 (背景) ・住民と同様に動物も被災した。 ・被災動物の推定数は9,300頭(犬4,300頭、猫5,000頭)に及んだ。	・多くの避難所で動物が飼われ、一部ではそのことによりトラブルが発生した。	・被災動物の救援活動を行う兵庫県南部地震動物救援本部が設置され、一時預かり、里親探しなど、全国規模での救援活動支援が行われた。	・被災ペット専用スペースの避難所への設置 ・動物愛護協会等との協力	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-02.被災生活の支援・平常化
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■建物被害調査の長期化 (背景) ・各市では、1月下旬に入って、建物被害調査を実施した。調査は市職員が中心となり、政府通達「被害認定統一基準」に従って行われたものが多かった。	・初期に集中的な調査を行わなかったり、申請についてのみ調査するとした自治体では、調査が混乱したり長期化した。	—	・行政のマニュアルの再検討 ・全国からの専門家ボランティア活用等の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-03.被害把握・り災証明

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
被害状況等の調査、り災証明の発行	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■基準に基づいた公平な被害調査の実施	・初期の被害調査は外観目視による調査が中心で、明確な判断基準がなく、調査員の主観によるところも大きかった。家主と借家人の関係がトラブルのもとになることもあった。	—	・公正な被害調査を行うための基準等の統一の検討 ・不公平が起こらないような被害調査判定方法の検討と被災者への見える化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
被害状況等の調査、り災証明の発行	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■り災証明判定への不満	・り災証明書の判定を不服とする再調査の申請が相次ぎ、再調査は長期間にわたり続けられた。	・固定資産税・都市計画税の減免を行うため、家屋及び家財の全戸被害調査を実施した自治体もあった。	・公正な被害調査を行うための基準等の統一の検討 ・不公平が起こらないような被害調査判定方法の検討と被災者への見える化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
被害状況等の調査、り災証明の発行	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■被害調査、被害認定の市町村間での差(背景) ・24万棟を越える未曾有の建物被害を前に、時間と人手が足りない、専門的知識が不足しているなど、各市町とも極めて厳しい条件の中で、自らも被災者であった行政職員や、建築・法律の専門家ボランティアの努力によって、被害認定作業が進められた。	・被災市町間に、調査方法等による建物の被害認定の差があった可能性が指摘されている。	—	・公正な被害調査を行うための基準等の統一の検討 ・不公平が起こらないような被害調査判定方法の検討と被災者への見える化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■り災証明発行への要望	・被災した市民から、り災証明の発行を求められた。	・市民からの要望が大きかったため、各市において震災による被災を証明する証明書が発行された。 ・り災証明(被災証明)の法的位置づけについて、急ぎで検討した上で発行した自治体もあった。	・迅速なり災証明発行体制の行政内の検討 ・ボランティア等の活用の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■り災証明発行に伴う混乱	・り災証明書の発行窓口には、市民が長蛇の列をなした。 ・発行された証明書は、各市によってまちまちだった。複数の種類の証明書を発行した自治体もあったが、その区別が混同される場面もあった。	—	・迅速なり災証明発行体制の行政内の検討 ・ボランティア等の活用の検討 ・り災証明についての市民への周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
被害状況等の調査、り災証明の発行	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■り災証明の基準	・自治体が全壊と認定した戸数は、建設省建築研究所が行った調査結果と比較して多かった。	—	・被害調査基準の統一 ・被害調査判定方法の検討と被災者への見える化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-03.被害把握・り災証明
ボランティア	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■大量のボランティアの参加(背景) ・全国各地から参加した延べ180万人(97年12月末までの推定)がボランティアとして被災地に駆けつけた。 ・ボランティアの大部分は特技や資格を持たない一般ボランティアだった。	・初心者ボランティアが多く、宿泊や食事のあてもなくやみくもに来神したボランティアへの対応に翻弄された例もある。	—	・ボランティアに対し、できる限り自己完結で活動に臨んでいただけるようHP等で周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
ボランティア	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■ボランティア申し込みの殺到	・神戸市ではボランティアの受付窓口を開設したが、申込みが殺到して、中止せざるを得なかった。	—	・社会福祉協議会との連携	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア
ボランティア	市民	ボランティア	地震発生後4日～3週間	■被災地ニーズとのミスマッチ	・ボランティア活動を推進してきた社会福祉協議会でも、当初は、大量のボランティアニーズとボランティアを効果的に結びつけることができなかった。	・宝塚市では、1月20日に開設したボランティア本部において業務別に15部門を設置、避難所等のニーズに応じたボランティア派遣が行われた。 ・ボランティアに対して業務の振り分けなどを行うため、ボランティア自身による独自組織ができあがった。	・被災地ニーズの公表によるボランティアの募集 ・ボランティアコーディネーターの育成	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア
ボランティア	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■被災者がボランティアを受け入れられない	・淡路島では、『助けられることは恥ずかしい』といった住民意識があり、ボランティアなど外部からの支援を活用しきれなかったという指摘がある。	—	・地域住民に対する災害時の「受援力」の養成	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア
ボランティア	行政市民	市町村職員ボランティア	地震発生後4日～3週間	■行政とボランティア組織の対立	・行政とボランティア組織が対立した場合もあった。例えば芦屋市では、当初はうまくいっていた市とボランティア委員会との連携が、対立・決裂へと発展した。	—	・行政・社協・民間団体の平時からの連携・協力強化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア
ボランティア	市民	ボランティア	地震発生後4日～3週間	■ボランティアに対する保険	・ボランティアには、事故が発生したり、過剰労働が原因で体調を壊す例もあった。	・兵庫県では従来から設けていた「兵庫県ボランティア災害共済」を拡充し、余震による被害を補償対象とした。 ・(社)日本損害保険協会の協力により、神戸市など6市町においてボランティアに対する保険が創設された。	・活動者に対しボランティア保険に事前に参加することの周知	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-04.ボランティア
上下水道の被害と復旧	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■上下水道の復旧	・当初は、水圧があがらず、漏水音による漏水個所の発見は困難をきわめた。建物倒壊現場では止水栓の閉鎖のためにがれきを除去する必要などもあった。	・復旧工事では通水再開を最優先して、材料調達容易で、工法も単純で広く普及している一般的な工法がとられた。	・土地や建物の所有者等からの漏水に関する情報収集及び応急的な対応の周知等、チェック体制の確保	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
上下水道の被害と復旧	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■上下水道の復旧	・神戸市などでは、2月中旬に阪神水道企業団からの受水量増加が図れないために通水試験が行えず、復旧が停滞した。	・神戸市のテレメータテレコントロールシステムは復旧に際しての水量配分や戦略の検討に有効だった。	・上下水道の復旧に関する事前の机上訓練等により、復旧作業上の課題と対応等について整理	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
上下水道の被害と復旧 事業所の営業停止等	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■水の確保 (背景) ・水道回復までの長期間、多くの人々が通常の1/10程度の水で耐えなければならなかった。	・水道や工業用水道の断水は医療施設、廃棄物焼却施設等に対しても深刻な影響を及ぼした。 ・断水の長期化に伴い、市民から苦情が寄せられた。修繕の優先順位、訪問日程、費用負担などが明確化されていないための混乱もあった。	・神戸市では、被害の大きい地域の主な避難所において、通水後に順次水質検査を実施し、水道水の安全性に対する市民の不安解消に役だった。	・上下水道の速やかな復旧及び通水後の水質検査の実施 ・被災者の費用負担・復旧工事日程等の明確化	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
上下水道の被害と復旧	民間企業 市民	ライフライン事業者 被災者	地震発生後4日～3週間	■下水道復旧の遅れ	・公認業者による宅地内の復旧は、上水道が優先され下水道が後追いとなる傾向があり、水道が復旧してもトイレが使えない事態も発生した。 ・水道の復旧に応じて、修復の依頼が殺到した。	—	・上水道と下水道の計画的な復旧の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
停電による影響と対策	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■応急復旧後の緊急通行標章等の発行	・応急復旧の終わった1月24日以降、仮復旧・本復旧へと作業が移行したが、「電力は復旧済み」という印象が強かったため交通規制の緊急通行標章の発行の際に理解を得るのが難しかった。	—	・ライフライン等指定公共機関に対する災害後一定期間の優先権の付与の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
ガス供給停止 道路被害、 交通渋滞 への対応	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■ガスの復旧長期化	・復旧作業は、交通渋滞に悩まされた。	・被災地域内に車両基地・前進基地を確保したほか、早朝に移動するなどの工夫をこらして、復旧作業が進められた。	・地理的拠点の確保 ・復旧要員の作業時間帯の融通	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
ガス供給停止 医療活動	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■ガスの復旧長期化	・ガスの復旧には長期化が予想された。	・「特需隊」を編成し、停止による影響の大きい公共施設、病院などの調査、復旧手配、代替燃料の確保が図られた。 ・ガス復旧の遅れに対処するため、病院など重要施設200箇所余りへの代替エネルギー提供、避難所などへのカセットコンロの配布、入浴支援なども行われた。	・優先復旧施設の事前検討 ・重要施設での備蓄規制の緩和、代替エネルギーの検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
ガス供給停止	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■ガスの復旧の遅れ	・低圧導管の復旧は、管内に流入した水や土砂に妨げられ、進入した水・土砂の排出に手間取った。	・吸引式水抜き機が開発されたほか、下水管の洗浄に用いられる高圧洗浄機、バキュームカーなどが動員された。水道事業者との作業工程に関する打ち合わせも行われた。	・ライフライン事業者が相互に連携した作業の効率化	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
ガス供給停止 がれきの撤去	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■ガスの復旧の遅れ	・倒壊家屋により復旧活動が妨げられた。	・復旧先行隊、復旧フォロー隊などが設けられ、効率的な復旧作業が行われた。	・他防災機関・ライフライン事業者との情報連携による作業の効率化	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
ガス供給停止	民間企業	ライフライン事業者	地震発生後4日～3週間	■ガスの復旧	・プロパンガスの復旧は早く、都市ガスからの燃料転換、避難所、仮設住宅への供給も行われたが、東灘区の備蓄タンク被害によって供給確保は綱渡りの状態だった。	—	・他自治体・他事業者とのガス供給に係る連携	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
道路被害、 交通渋滞 への対応	防災機関	警察	地震発生後4日～3週間	■緊急物資等輸送車両用標章の不足	・法に基づく緊急物資等輸送車両用標章をはじめ計4種類の規制除外車両用標章が交付されたが、当初は標章の不足した。	・各警察署では手書きやコピーによる公布が行われた。	・緊急物資等輸送車両用標章の余部の用意	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	警察	地震発生後4日～3週間	■交通規制の困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大量の標章が公布されたことに加え、偽造・私製標章が横行し、一方で厳格な取り締まりが難しいことから、主要幹線の渋滞はほとんど改善されなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2月25日より、「復興物資輸送ルート」「生活・復興関連物資輸送ルート」の2種類のルート設定が行われ、道路交通法による交通規制が開始された。</li> <li>・新しい交通規制では「復興」「除外」の2種類の標章が発行され、これらの標章を持つ車両およびバス等の通行が許可された(自治体の公用車であっても普通乗用車は発行対象外)。標章の交付審査は厳格になり、また標章偽造者等の検挙もされた。</li> <li>・4月29日の規制見直しでは、あたらしくコピー不能の標章が発行された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急物資等輸送車両用標章の余部の用意</li> <li>・指定公共機関・防災機関への事前配布の検討</li> </ul>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
道路被害、交通渋滞への対応	市民	被災者	地震発生後4日～3週間	■交通状況の悪化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道の途絶・交通渋滞などの影響により、人々の通勤時間は大幅に増加した。</li> <li>・道路交通状況の悪化により、被災地では交通事故が増加した。</li> <li>・交通規制と交通渋滞により、交通マナーが悪化した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道不通と深刻な交通渋滞に対応するため、鉄道代替バス専用レーンの設置、信号制御等の対策が講じられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況に合わせた道路交通規制の緩和実施</li> </ul>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	道路管理者	地震発生後4日～3週間	■道路の復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面の段差・亀裂・陥没等に対しては、応急仮復旧により交通確保が図られたが、交通渋滞により必要な資機材の輸送に影響もあった。</li> <li>・被災した道路が復旧前でも、やむなく通行止め解除を求められる場面があった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県、市町村による道路の応急復旧および通行可能な道路等の早期確保</li> </ul>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	道路管理者	地震発生後4日～3週間	■高速道路の被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災直後は阪神高速道路などの高速道路は全線通行止となった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急点検・応急復旧により、1月19日午前0時の14号松原線を皮切りに、全面通行止めとなっていた阪神高速道路の各路線・区間が次々と開放された。</li> <li>・中国自動車道は、国内における東西物流確保のため仮復旧による暫定開通を行い、損壊の著しい宝塚高架橋で「間欠交通」を行った。</li> <li>・阪神高速道路では、大阪地区で乗り継ぎ制度が導入されたほか、7号北神戸線の無料通行措置、緊急物資輸送車両に対する通行料金免除措置などが図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高速道路の早期復旧に係る全国的な連携</li> <li>・高速道路を代替する災害時優先道路の計画</li> </ul>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
道路被害、交通渋滞への対応	防災機関	道路管理者	地震発生後4日～3週間	■一般道の復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般道の本復旧においては、ライフラインの復旧等との間に調整が必要となり、道路復旧の進捗を妨げる一因となった。</li> <li>・日常生活への支障の観点から歩道部の復旧に関する配慮がなされてもよかったという指摘もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本復旧の迅速化のため、特に道路被害の大きな地域については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担の査定に原単位方式が導入されるなど、災害査定の特例化が図られた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復旧作業の際の他防災機関・ライフライン事業者との優先地域等の調整の実施</li> <li>・歩行者に配慮した復旧のあり方の検討</li> </ul>	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
公共交通機関の運行停止 道路被害、交通渋滞への対応	民間企業 市民	鉄道会社 鉄道利用者	地震発生後4日～3週間	■鉄道の被災	・大阪と神戸を結ぶJR神戸線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線の3線の不通により、一日45万人、ラッシュ時最大1時間12万人の足が奪われた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本東海道・福知山・山陽線、阪急宝塚・今津・伊丹線、神戸電鉄有馬線の不通区間については、震災直後から代替バスによる輸送が行われた。</li> <li>・国道2号線が開通した1月23日から、同国道と山手幹線を使って、大阪～神戸間の代替バス輸送が実施された。</li> <li>・1月28日からは、国道2号、43号線に代替バス優先レーンが設置され、効率的・円滑な運行が確保された。</li> <li>・当初、代替バスは交通渋滞に巻き込まれ、通行に多くの時間を要したが、バスレーンの設置後は約半分の所要時間に短縮されるなど、徐々に時間は短縮された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への代替交通手段の確保</li> <li>・他自治体、他事業者との交通手段融通に関する協力、協定の締結等</li> </ul>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
公共交通機関の運行停止	民間企業 市民	鉄道会社 鉄道利用者	地震発生後4日～3週間	■鉄道の被災	・大阪と神戸を結ぶJR神戸線、阪急電鉄神戸線、阪神電鉄本線の3線の不通により、一日45万人、ラッシュ時最大1時間12万人の足が奪われた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JR西日本では、1月23日から福知山～山陰～播但線、福知山～加古川線の2つの迂回ルートを設定、前者には直通快速を走らせ、後者にはノンストップ快速を走らせて和田山駅で特急等に接続させた。</li> <li>・神戸電鉄有馬線、三田線によって、神戸電鉄から三田駅を経由するルート、谷上から北神急行で新神戸へ入るルートも使われた。</li> <li>・2月20日、JR東海道線灘～神戸、阪神岩屋～三宮が開通して阪急御影～王子公園を乗り継ぐことで大阪～神戸の鉄道利用が可能となり、3社いずれの定期券・回数券を持つ人はどの線でも乗り継いで利用できることになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者への代替交通手段の確保</li> <li>・他自治体、他事業者との交通手段融通に関する協力、協定の締結等</li> </ul>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
公共交通機関の運行停止	民間企業	鉄道会社	地震発生後4日～3週間	■鉄道復旧の長期化の予想	・大きな被害のため、当初は「梅田～三宮が開通するのは、早くても、あと1年半か2年はかかる」と言われた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸市営地下鉄は、途中の新長田・上沢・三宮の3駅を通過、一部徐行という形で2月16日に板宿～新神戸間を開通、神戸高速も大開駅通過という形で8月13日に開通した。</li> <li>・当初4～5か月必要と見込まれたJRの復旧は、在来線が4月1日、新幹線が4月8日の始発からの開通となった。</li> <li>・8月23日、神戸新交通の六甲アイランド線(通称「六甲ライナー」)「魚崎～住吉」間の運転再開をもって、被災地内の鉄道はすべて復旧した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道事業者と連携した、早期復旧に向けた必要事項の調整(輸送ルートや資機材置き場の確保等)</li> </ul>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
公共交通機関の運行停止	民間企業	鉄道会社	地震発生後4日～3週間	■莫大な鉄道復旧費用	・各社の復旧費用については、JR西日本1,020億円、阪急電鉄440億円、阪神電鉄457億円をはじめとして、総計2,380億円にのぼった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は、鉄道軌道整備法を一部改正、同法にもとづく国庫補助198億円を阪神大震災復興対策として計上した。</li> <li>・国・県等では、鉄道の復旧に際して必要となる諸手続きの迅速かつ弾力的な運用など、早期復旧のための支援を行った。</li> <li>・兵庫県・神戸市は被災したバス事業者の支援のため補助事業制度を設けた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国・県・市町村における、指定公共機関の復旧に係る諸手続き・費用等の弾力的運用</li> </ul>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
公共交通機関の運行停止 道路被害、交通渋滞への対応	防災機関 民間企業	船舶会社等	地震発生後4日～3週間	■航路の利用(背景)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フェリー埠頭が損傷を受けて利用できず、他のバスでは荷役不可能なため運航できないフェリーがあった。</li> <li>・フェリーの運航も、発着地周辺の道路交通の影響を強く受けた。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・航路利用検討の際の陸地とのリンクの検討</li> <li>・港湾・埠頭の耐震化</li> </ul>	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■ごみ収集要員の不足	・神戸市では、現場職員に被災地内居住率が高く、交通渋滞の影響もあって、震災ゴミの職員確保が困難だった。	・クリーンセンター職員も動員しての収集業務が行われた。	・焼却場職員や民間事業者、ボランティアの活用、他自治体応援職員の活用の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■ごみ収集の困難	・ごみ収集業務は交通渋滞に悩まされ、1月末の段階で通常時の50%しか収集できなかった。	・神戸市においては、交通渋滞に対応し、かつ重機による効率的な収集を行うために、2月3日～3月25日にかけて夜間収集が実施された。	・効率的なごみ収集時間の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■膨大な震災ごみの発生、ごみ焼却施設の被災	・膨大なごみが発生したが、ごみ焼却施設が被災し、処分できないままになっていた。	・膨大なごみ発生量と道路寸断による交通渋滞、ごみ焼却施設の被災により、神戸市では市内6カ所に仮置き場が設置された。 ・一般廃棄物処理業者や大阪廃棄物処理事業連絡会のボランティアにより、仮置き場からの夜間中継も実施された。 ・ごみの仮置き場の中には、仮設工場や瓦礫置き場等と競合したため、明け渡されたところもあった。	・仮置き場の事前確保や、がれき広域処理のための自治体間の連携・協力のための協定の締結	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■膨大な震災ごみの発生	・膨大なごみが発生したが、ごみ焼却施設が被災し、処分できないままになっていた。	・被害の大きかった神戸市、西宮市などでは、1月24日以降、全国他都市の136団体延べ4,155台による応援収集が実施された。 ・自衛隊により、市街地路上など交通障害となる箇所について粗大ごみの収集も行われた。 ・一般企業ボランティアによるゴミ収集も実施され	・がれき広域処理のための自治体間の連携・協力のための協定の締結 ・ボランティア等の活用の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■ごみ焼却施設の被災	・膨大なごみが発生したが、ごみ焼却施設が被災し、処分できないままになっていた。	・被害を受け再稼働できないごみ処理施設があったため、他市町・事務組合44団体において11,620tの焼却応援がなされた。	・がれき広域処理のための自治体間の連携・協力のための協定の締結	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
がれきの撤去	行政	市町村職員	地震発生後4日～3週間	■避難所における膨大な震災ごみの発生 (背景) ・避難所からは、大量のごみが出され、その施設の従来からのごみステーションに出されたほか、運動場等に積まれていた。 ・避難所ごみの特徴としては、特に弁当がらやカップラーメン等の容器などが多く、通常の1人あたり排出量より多かった。	・避難所となった施設からは大量のごみが出され、収集には困難が伴った。	・神戸市では、臨時的に民間業者の協力を得て避難所のごみを回収した。	・焼却場職員や民間事業者、ボランティアの活用、他自治体応援職員の活用の検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
がれきの撤去	行政 市民	市町村 職員 被災者	地震発生後4日～3週間	<p>■焼却ごみの増加(背景)</p> <p>・特に瓦礫を含む荒ゴミの発生量が増加した。ゴミ内容も、発泡製品やペットボトル、カセットコンロの増加など震災後の生活を反映するものとなっていた。その後、避難所から仮設住宅へという被災者の移転に伴って、身の回り品等の不要品が大量に排出された。</p>	<p>・可燃ゴミと不燃ゴミの分別が不徹底となり、処理施設における焼却残滓率が高くなった。</p> <p>・路上への不法投棄、散乱なども多発し、いわゆるゴミがゴミを呼ぶ状態となった。</p>	<p>・散乱ごみ対策として、美化活動の推進などが行われた。</p>	<p>・ごみ分別の避難所等への周知徹底</p> <p>・ボランティアの活用の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧</p>
文化財の被災	行政	市町村 職員	地震発生後4日～3週間	<p>■歴史遺産・文化施設の被災</p>	<p>・国指定文化財建造物では99件中29件が、県指定文化財建造物では184件中44件が、また重要伝統的建造物群保存地区に指定されている神戸市中央区北野の伝統的建造物34件のすべてが何らかの損傷を被った。</p> <p>・街の景観としても重要な要素をなしていた酒蔵群が大きな被害を受け、灘地区では約300棟のうち90%が滅失した。</p> <p>・神戸・阪神間の近代の上質の住宅建築物の被災により、かけがえのない住宅都市景観が失われた。</p>	<p>・明石城、尼崎市寺町地区、神戸旧居留地十五番館、旧山邑邸、沢の鶴大石蔵等、多くの歴史的建造物で耐震性に配慮して補修や再建が行われた。</p> <p>・文化財の修復・救出のため、文化庁が文化財等救援委員会(文化財レスキュー)を設置した。</p> <p>・文化財として未指定の歴史的建造物に対して、復興基金による助成制度が設けられた。</p> <p>・さらに民間資金により、モーターボート特別競争収益金を活用した支援、(財)文化財保護振興財団による助成も行われた。</p>	<p>・政府による金融特別措置の実施</p> <p>・民間からの修復資金の調達</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧</p>
文化財の被災	行政	市町村 職員	地震発生後4日～3週間	<p>■埋蔵文化財調査の実施</p>	<p>・被災地域の再開発に伴う埋蔵文化財調査の実施が課題となった。</p>	<p>・発掘成果を地域に還元する試みが実施され、効果を上げた。</p>	<p>・住民が同意する形での調査方法の検討</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧</p>
文化財の被災	行政	市町村 職員	地震発生後4日～3週間	<p>■歴史遺産・文化施設の被災</p>	<p>・家屋の撤去により家財と共に処分された文化財も少なくなかった。</p>	—	<p>・自治体による文化財所在の把握と迅速な被災状況調査の実施</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧</p>
文化財の被災	民間	施設 管理者	地震発生後4日～3週間	<p>■文化施設の被災</p>	<p>・大小の美術館・博物館をはじめとする芸術文化施設は、大多数が建物の損壊や展示物の損傷を被り、長期にわたり閉館を余儀なくされた。</p> <p>・水族館、動物園、植物園でも被害が出ており、特に須磨海浜水族園では停電ですべての飼育設備が機能停止するなど大きな影響を受けた。</p>	—	<p>・施設の耐震化</p>	<p>阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧</p>

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
文化財の被災	行政職員 民間	市町村職員 施設管理者	地震発生後4日 ～3週間	■文化施設の避難所利用	・劇場・ホールは、建物や舞台機構の破壊・破損や一時的に被災者の避難場所となったり、交通手段が絶たれたことなどにより、興行ができなくなった。 ・芸術文化施設の一部では、避難所などにも利用されたこと、職員が市町本部の応援に行かざるを得ず施設の復旧が後回しになったこと、2つの間接的な課題を抱えた。	—	・施設の耐震化 ・他自治体からの災害対応職員の確保 ・避難者の仮設住宅への早期移動を実施するための仮設住宅用地・資機材の事前検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
文化財の被災	民間	施設管理者、職員	地震発生後4日 ～3週間	■文化財・文化施設における震災後の集客の困難	・震災による芸術文化の間接的被害として、客(需要)の減少や、公共施設の活動停止に伴う技術スタッフ等の失業問題が生じた。	・兵庫県では、芸術文化活動に関する補助事業を実施した。	・芸術文化活動に関する補助事業の実施	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
学校教育、児童生徒	行政	市町村職員	地震発生後4日 ～3週間	■給食の再開 (背景) ・被災地の学校園では、被災程度や避難所との共存の有無などそれぞれの条件に応じて、段階的に学校再開に向けて取り組んだ。	・ライフラインの未復旧、被害の少ない地域でも交通渋滞により、給食の再開が困難であった。	・簡易給食が実施された。	・他自治体や近隣事業者の活用の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
学校教育、児童生徒	行政 市民	市町村職員 学校関係者	地震発生後4日 ～3週間	■教育現場の再開 (背景) ・被災地の学校園では、被災程度や避難所との共存の有無などそれぞれの条件に応じて、段階的に学校再開に向けて取り組んでいた。	・段階的に学校の再開を行っていたものの、盲・養護学校の再開は、さらに難しい条件が重なるため学校再開が遅くなった。	・神戸市の教育の当面取り組むべき課題解決に向けて、「神戸の教育再生緊急提言会議」が設置された。	・教育施設の避難所の早期閉所と、避難所に代わる施設や住宅等の提供	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
学校教育、児童生徒	行政 市民	市町村職員 学校関係者	地震発生後4日 ～3週間	■教育現場の再開 (背景) 段階的に学校の再開を進めていたものの、再開が遅くなるところもあった。	・休校等による授業時数の不足から学力低下等が懸念された	・各校における取り組みにより概ね早い段階で取り戻された	・再開可能な学校での共同教育の実施の検討	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
学校教育、児童生徒	行政 市民	市町村職員 学校関係者	地震発生後4日 ～3週間	■教育現場の再開 (背景) ・被災地の学校園では、被災程度や避難所との共存の有無などにより、教育のための運動場や運動施設が使用されているところもあった。	・避難所や仮設校舎等との関係から、運動場の利用が制限されるなど、運動場の確保が課題となった	・神戸市の教育の当面取り組むべき課題解決に向けて、「神戸の教育再生緊急提言会議」が設置された。	・再開可能な学校での共同教育の実施の検討 ・指導要領内でのカリキュラムの柔軟な変更等	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧
学校教育、児童生徒	市民	被災児童	地震発生後4日 ～3週間	■被災児童への学用品等の支援の必要	—	・被災児童生徒に対して、災害救助法に基づく学用品等の支援が行われた。 ・全国から被災した児童生徒に対する学用品等の提供申し出があり、神戸市では学用品受け入れセンターを設置して受入・配布にあたった。	・災害救助法に基づく支援の実施	阪神・淡路大震災 教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市 基盤・サービスの 復旧

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
学校教育、児童生徒	市民	被災学生	地震発生後4日～3週間	■被災者の高校・大学入試、入学・就学等	—	・地震発生後、日程が迫っていた高校・大学入試の延期や被災者に配慮した選考等の措置が講じられた。 ・被災児童生徒に対して、授業料、入学金等の減免措置が講じられた。 ・就学援助についても、国の通知に基づいて弾力的な対応を行い、被災児童生徒の就学を支援した。	・学校・企業に対する、被災者への柔軟な対応のお願い	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
学校教育、児童生徒	市民	学校関係者被災児童	地震発生後4日～3週間	■被災児童の転入・転出	・震災後、被災地から一時的に他校に転出する児童生徒が相次ぎ、柔軟な転入学等への措置が必要となった。	—	・被災児童の転入・転出への柔軟な措置	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
学校教育、児童生徒	市民	学校関係者被災児童	地震発生後4日～3週間	■教職員の確保	・多数の児童生徒が一時的に被災地の学校から転出したために、教職員定数の確保が課題となった	・特例により被災前と同数の定数が確保された。	・被災児童数に対する一定の教員数が得られるよう、教職員数規制の緩和の実施 ・定年者の活用・他自治体への協力の要請	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
学校教育、児童生徒	市民	学校関係者被災児童・学生	地震発生後4日～3週間	■外国人学校再建への措置	・各種学校と同等と位置づけられる外国人学校に対しては、再建等に際して国の補助金が限られ、大きな負担が生じた。	—	・外国人学校再建に対する行政対応の事前検討	阪神・淡路大震災教訓情報資料集 内閣府 2-05.都市基盤・サービスの復旧
避難所	市民	避難者	地震発生後4日～3週間	■避難所生活による尿路感染症の発生	・震災直後は特に、夜間に人の枕元を通過してトイレに行くのがはばかれると、我慢する人が少なく、尿量が減ったことにより、尿路感染症になる避難者もいた。	・東北福祉大、東北大のチームは4月上旬から週2回、血圧測定と医師による健康相談を続けている。	・避難所生活における注意喚起 ・保健師の常駐	河北新報社 証言／焦点 3.11大震災
燃料不足対応	市民		地震発生後1週間～3週間	■内陸部での燃料不足(背景) ・JR貨物の「石油列車」も運行を開始し、20キロリットル積載のタンクローリー40～50台分に相当するガソリンと軽油を輸送しているが、関係者によると大半は被災地が優先される状態は続いていた。	・沿岸の被災地は燃料が流通し始めた一方、内陸部はまだ市場供給がままならず、20日はガソリンスタンド付近で給油待ちの車が数キロの列をなす状態となった。	—	・被災程度が軽微な周辺被災地では、不要不急の車両利用をできるだけ避ける等、混乱抑制のための周知	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～
避難所	市民	自宅避難者	地震発生後1週間～3週間	■自宅避難者の困窮(背景) ・車両燃料と物資の不足で、被災地では食料を調達できず、また停電で必要な情報が得られない状態となっていた。	・地震や津波の影響を受けなかったため11日の発生当初から自宅で生活していた住民の生活が窮迫する課題が浮上した。	—	・自宅避難者への情報提供についての検討	岩手日報 <特集>3.11東日本大震災～立ち上がる岩手～

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
災害時要 援護者対 応	市民	自宅避 難要援 護者	地震発 生後1週 間～3週 間	<p>■自宅避難要援護者へのケア (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療福祉系物資の入手が難しく、福祉施設やヘルパーらも被災していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で避難生活を続ける要介護者の中には、専用介護食や必要なケアが十分に受けられず、不安を募らせている人が少なくなかった。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師・介護職員等の他県からの応援と、自宅避難者への巡回等の実施</li> <li>・自宅避難要介護者の特定施設への集合受入による保健師・介護職員の負担の軽減</li> </ul>	<p>岩手日報 &lt;特集&gt; 3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
被害状況 等の調査、 り災証明の 発行	市民 行政	被災者 職員	地震発 生後1週 間～3週 間	<p>■り災証明書発行遅延の懸念 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな津波被害を受けた市町村では、避難所運営などに追われ住宅の被害調査に手が回っていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害調査に手が回らないため、り災証明書の発行の大幅な遅れが憂慮されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活再建支援法に基づく支援金の申請などに必要な「り災証明書」を市町村が発行する際、住宅の損壊度の判定手続きが大幅に簡素化された。</li> <li>・津波による家屋流失や1階天井までの浸水が起きた地域を市町村が画定し、地域内の住宅を一括して「全壊」と判定できるようになった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他自治体からの応援職員の受け入れ</li> <li>・事務手続きの簡素化</li> </ul>	<p>岩手日報 &lt;特集&gt; 3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
避難所	市民	被災者	地震発 生後1週 間～3週 間	<p>■行き場に困るペットの急増 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所では、ペットの存在が飼い主の癒やしとなっている一方、動物との共同生活が住民間で問題を起すことも少なくなく、宮古市では動物病院などが避難所で受け入れられないペットを保護しているが、ほぼ満杯状態であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い主と共に被災した犬猫などのペットが、行き場に困るケースが急増した。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親の活用</li> <li>・全国動物愛護団体等への協力の要請</li> </ul>	<p>岩手日報 &lt;特集&gt; 3. 11東日本大震災 ～立ち上がる岩手～</p>
生活資金 の確保、義 援金等の 配分等	市民	被災者 金融機 関	地震発 生～2週 間程度	<p>■被災者が預金引き出しをできない (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁は金融機関に対し、通帳やカードを持ち出せなかった被災者について、「預金者であることを確認して払い戻しに応じるように」と指導していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁の指導の中、被災地では身分証明書がないと断られるケースは少なくなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融庁は「被災者の状況に応じてきめ細かく対応するように」と金融機関に再度要請をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融機関への被災者対応マニュアルの配布</li> <li>・被災者への柔軟措置の金融機関への周知</li> </ul>	<p>日本経済新聞 2011/3/24 12:52 被災者、お金の問題切実 身分証なく引き出し断られた人も</p>
がれきの撤 去	行政	政府、自 治体職 員	地震発 生～2週 間程度	<p>■がれきと「思い出の品」の区別困難 (背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・がれきは原則として「無価値」として市町村が廃棄できるとし、貴金属などの「有価物」は自治体が一定期間保管する指針を策定する方向であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者にとって何が価値があるのかは、政府内でも意見が分かれており、水にぬれた写真類や記念品、仏具など「精神的価値」のある物を一律にどう判断するかが問題となっていた。</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り、がれき以外の「有価物」について保管、被災者等が探せる場所を確保</li> </ul>	<p>読売新聞 2011/3/23 がれきに残るアルバム、卒業証書 保管か廃棄か悩む政府</p>

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
医療活動	市民	被災者	地震発生～2週間程度	<p>■抗がん剤治療を行う患者への対応 (背景) ・地域のがん診療の拠点である宮城県立がんセンターは、地震ですべてのライフラインが断絶し、通信回線がダウン。来院患者の診療はしたが、HPでの情報発信もできず、患者への連絡が取れなかった。</p>	<p>・抗がん剤の服用について主治医に尋ねたかったが電話が繋がらず、やっとつながっても「被災の重症患者のみ受け入れています」という自動音声が出るだけで、自分で服用について判断するしかない状態であった。</p>	—	<p>・慢性疾患患者へのラジオや他団体・他自治体・政府広報等を活用した情報提供の徹底、相談窓口の設置</p>	読売新聞 2011/3/25 抗がん剤中断 一人悩む
事業所の営業停止等	市民	非正規労働者	地震発生～2週間程度	<p>■非正規労働者の雇用状態の悪化</p>	<p>・東日本大震災を受け、被災地だけでなく首都圏など幅広い地域で雇用不安が広がり、非正規労働者が自宅待機を命じられたり、契約打ち切りを言い渡されるケースが相次いでいた。</p>	<p>・労働組合等が相談窓口を設置し、無料で電話相談に応じた。</p>	<p>・相談窓口の設置と広報</p>	読売新聞 2011/3/26 非正規労働 雇用どうなる
医療活動	市民	被災者医療関係者	地震発生～2週間程度	<p>■避難所に行けない在宅寝たきり高齢者のケア</p>	<p>・東日本大震災発災後、寝たきりのために避難所に行けず、自宅で過ごす高齢者に対して、医師や看護師が避難所での診療に追われ訪問看護ができなかったり、訪問したくてもガソリンがなく車が動かさない状況があり、看護の手がなかなか届かなかった。</p>	—	<p>・日本医師会等の団体や他自治体への応援要請 ・寝たきり高齢者等特別な配慮が必要な方への専用避難スペース・避難所の検討</p>	読売新聞 2011/3/26 看護の手届かない「寝たきり 避難できず」南三陸 津波で訪問拠点損壊
広域避難	市民	被災者	地震発生～2週間程度	<p>■避難所生活長期化による避難者のストレス</p>	<p>・広域での長期避難が必要となった東日本大震災では、被災者の避難所生活へのストレスも相当大きなものであったと考えられる。</p>	<p>・新潟県小千谷市では、広域避難の避難者を受け入れて避難所生活を送ってもらうに際し、避難者にまず市内の一般家庭で1週間滞在してもらい、プライバシーの保てない避難所生活のつらさを和らげてもらうこととした。</p>	<p>・既往災害被災自治体等のノウハウの共有・活用</p>	読売新聞 2011/3/26 新潟ぬくもりの避難所「中越」の経験で8700人をケア
避難所	市民	被災者ペット	地震発生～2週間程度	<p>■ペットも避難 (背景) ・避難所にはペットもやってくるが、自分たちには家族同然でも、鳴き声や排せつ物などがほかの避難者とのトラブルになりかねない。</p>	<p>・中越地震の際、ペット連れでは迷惑だろうと避難所に行かず、車で長期間生活した被災者が、エコミークラス症候群で亡くなるケースがあった。</p>	<p>・東日本大震災では、中越地震の経験から、新潟県と新潟市、県獣医師会、県動物愛護協会は「動物救済本部」を設置し、避難所にペット専用スペースを設けたり、医師が巡回して健康相談を行ったりした。</p>	<p>・ペット専用スペースの設置 ・動物病院等でのペットの預かりサービスの検討 ・里親やボランティア等の避難生活時の活用推進</p>	読売新聞 2011/3/26 新潟ぬくもりの避難所 ペットも一緒に
通信・情報避難所運営 広域避難	市民	避難者	地震発生～2週間程度	<p>■広域避難中の情報の取得</p>	<p>・広域避難により地元から距離的に離れてしまうことで、避難者が自治体の情報を得られなくなってしまうことが懸念された。</p>	<p>・約220人の避難者が寝泊まりする長岡市の北部体育館では、「情報が入らないと被災者は不安になる」として、無線LANを配備したうえで、被災者向けにパソコン3台と多機能情報端末「iPad」1台、プリンター1台を置いた。</p>	<p>・避難所への情報通信機器の提供</p>	読売新聞 2011/3/26 新潟ぬくもりの避難所 パソコンで情報
医療活動	市民	被災者	地震発生～2週間程度	<p>■義歯を外したまま避難した人の体調の悪化</p>	<p>・義歯をはずしたまま、避難した人が、予想外に多く、その人達が、胃のもたれ、不快感など急性の腹部症状を訴えた。</p>	<p>・11日目には、歯科医療班の応援を得て義歯製作の作業が開始され、26日目に53名の義歯が完成した。</p>	<p>・専門家の派遣</p>	内閣府 北海道南西沖地震教訓情報資料集

【地震発生～半月後の間に起こることのリスト】

項目	だれが		時期	何に困ったか	そして何が起きたか(起きそうになったか)	どんな対策がなされたか、なされているか	どんな対策が考えられるか	出典
避難所	市民	被災者	地震発生～2週間程度	■避難所の衛生状況の悪化	<p>・日毎に増す個人への援助物資のため1人の占める居住空間が、狭くなる要因ともなった。浮遊粉塵、炭酸ガス濃度は基準値以下ではあったが、乾燥性に欠く敷きっぱなし毛布の改善指導、犬・猫・小鳥などの愛玩動物の持込みに対する規制効果は、短期間の集団指導では限界が感じられた。また、多量の生鮮食料品の貯蔵箇所の不足も異臭発生の根源となった。</p>	—	・保健師等の巡回・指導の実施	内閣府 北海道南西沖地震教訓情報資料集